

○財務省告示第三百九号

中華人民共和国産及び大韓民国産溶融亜鉛めつき鉄線に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（令和三年六月財務省告示第百六十三号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査により判明した事実に基づき、大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする溶融亜鉛めつき鉄線について、同条第一項の規定により不当廉売関税を課することが決定されたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年十二月七日

財務大臣 鈴木 俊一

一　関税定率法（以下「法」という。）第八条第一項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

(一) 品名、銘柄及び型式　次のイ又はロに掲げる物品（電気めつきによる工程を経て製造したものである旨が經濟産業省令で定めるところにより經濟産業大臣の発給する証明書により證明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税關長に提出されたものを除く。）

イ　法の別表第七二一七・二〇号に掲げる物品のうち次のいずれにも該当するもの

(イ)　炭素の含有量が全重量の〇・二五パーセント未満のもの

横断面の最大寸法が一・五ミリメートルを超えるもの

法の別表第七九類の号注1(a)の亜鉛（合金を除く。）をめつきしたもの

横断面が円形又はだ円形のもの

(二)(ハ)(ロ)

法の別表第七二九・九〇号に掲げる物品のうち次のいずれにも該当するもの

(イ) ほう素の含有量が全重量の〇・〇〇八パーセント以上〇・〇〇七パーセント以下のもの

の

(ロ) 法の別表第七二類の注1(f)に掲げるほう素以外の元素の含有量が全重量に対してもそれぞれ同表第七二類の注1(f)に掲げる割合未満のもの

炭素の含有量が全重量の〇・二五パーセント未満のもの

横断面の最大寸法が一・五ミリメートルを超えるもの

法の別表第七九類の号注1(a)の亜鉛（合金を除く。）をめつきしたるもの

横断面が円形又はだ円形のもの

(二)

特徴 伸線工程を経た鉄若しくは非合金鋼の線又は合金鋼の線の表面に亜鉛めつきを施したものであり、主として金網類（フェンス、落石防護柵、落石防護網、じやかご、クリンプ金網、亀甲金網）や各種有刺鉄線、さらにはパルプ結束線等の結束用途に用いられる。

二 法第八条第一項の規定による指定に係る貨物の供給国

大韓民国（以下「韓国」という。）及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

三 法第八条第一項の規定により指定された期間

令和四年十二月八日から令和九年十二月七日までの期間

四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

- (一) 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）
溶融亜鉛めつき鉄線

(二) 調査対象貨物の供給者

イ 調査当局が知り得た韓国の供給者

Hankuk Steel Wire Co., Ltd.（以下「韓国線材」という。）

Jinheung Iron & Steel Co., Ltd.

DAE A STEEL WIRE CO., LTD.

JINHEUNG STEEL Co., Ltd.

CHUNG WOO ROPE Co., Ltd.

HANIL STEEL WIRE Co., LTD.

DONGYEONG TRADING CO., LTD.

口 調査当局が知り得た中国の供給者

(イ) ベカルト（青島）鋼線產品有限公司（Bekaert (Qingdao) Wire Products Co., Ltd.）（以下「ベカルト青島」という。）

(ロ) 天津華源時代金屬製品有限公司（Tianjin Huayuan Times Metal Products Co., Ltd.）（以下「天津華源時代」という。）

(ハ) 天津華源線材製品有限公司（Tianjin Huayuan Metal Wire Products Co., Ltd.）（以下「天津華源線材」という。）

瀋陽新隆泰貿易有限公司

天津市利偉天金屬科技有限公司

瀋陽奎鼎貿易有限公司

(三) 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）

イ 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令（以下「令」という。）第一条第三項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（以下単に「市場経済の条件が浸透している事実」という。）に関する事項については、生産者の会社設立の時から同日まで）

口 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する
事項 平成二十八年四月一日から令和三年三月三十日まで

(四) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実

不当廉売差額は、輸出国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）と、本邦への輸出のために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）との差額とし、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出することとした。ただし、中国産の調査対象貨物の正常価格については、令第二条第三項の規定に基づき、市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合には、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格又は代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格のいずれかの価格（以下「代替国価格」という。）を用いることとした。

イ 韓国を原産地とする不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実
(イ) 供給者

調査当局が知り得た韓国の供給者に対して質問状等を送付したところ、韓国線材から、本邦への輸出の実績がある旨及び調査に協力する旨の回答の提出があった。その他の調査当局が知り得た韓国の供給者からは回答の提出がなく、調査に協力しなかつたと認められた。

(ロ) 正常価格

正常価格の算出に当たり、韓国線材については、提出された証拠及び現地調査の結果を踏まえ、質問状に対する回答等を正常価格の算出に用いることとした。その他の調査当局が知り得た韓国の供給者については、必要な証拠が提出されなかつたことから、知ることができた事実として、韓国線材の品種ごとの構成価格を数量で加重平均した価格を用いることとした。

(ハ) 輸出価格

輸出価格の算出に当たり、韓国線材については、提出された証拠及び現地調査の結果を踏まえ、質問状に対する回答等を輸出価格の算出に用いることとした。その他の調査当局が知り得た韓国の供給者については、必要な証拠が提出されなかつたことから、知ることができた事実として、財務省貿易統計から韓国線材の輸出取引を除外して算出することとした。

(二) 不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、韓国線材を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、十・四二パーセント、調査当局が知り得た韓国の供給者のうち回答の提出がなかつた者及び調査当局が知り得なかつた韓国の者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、二十六・〇四パーセントであった。

口 中國を原産地とする不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実
(イ) 供給者

調査当局が知り得た中國の供給者に対して質問状等を送付したところ、ベカルト青島、天津華源時代及び天津華源線材から、本邦への輸出の実績がある旨及び調査に協力する旨の回答の提出があつた。その他の調査当局が知り得た中國の供給者からは回答の提出がなく、調査に協力しなかつたと認められた。なお、天津華源時代及び天津華源線材（以下「天津二者」という。）については、調査対象貨物の生産及び販売に関して、共通の商業目的を達成するため相互に調整することが可能であると認められたことから、不当廉売差額率の算出にあたつて同一の事業体とみなすこととした。

(ロ) 正常価格

正常価格の算出に当たり、中国の調査対象貨物の供給者に質問状等を送付したところ、市場経済の条件が浸透している事実を確認できなかつたことから、正常価格算出のために代替国価格を用いることとした。

(八) 輸出価格

輸出価格の算出に当たり、ベカルト青島については、提出された証拠及び現地調査の結果を踏まえ、質問状に対する回答等を輸出価格の算出に用いたこととした。天津二者については、現地調査の結果、質問状に対する回答の正確性を確認することができなかつたことから、知ることができた事実として、提出された回答の一部を用いることとした。

(二) 不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、ベカルト青島を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、二十九・一〇パーセント、天津二者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、四十三・四二パーセントであつた。調査当局が知り得た中国の供給者のうち回答の提出がなかつた者及び調査当局が知り得なかつた中国の者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、知ることができた事実に基づき算出することとし、天津二者の不当廉売差額率と同率を適用した。

ハ 結論

以上から、韓国及び中国を原産地とする調査対象貨物について不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実が認められた。

(五)

不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

不当廉売された調査対象貨物は、調査対象期間において、輸入量を増加させた一方、本邦において生産された同種の貨物（以下「本邦産同種の貨物」という。）は、販売量を減少させた。また、不当廉売された調査対象貨物は、本邦産同種の貨物との代替性を有しており、取引において価格が重視される中、本邦産同種の貨物の国内取引価格を下回る価格で輸入され、販売された。本邦の産業については、本邦産同種の貨物の販売先を維持又は確保するべく、販売価格の引上げの抑制及び引下げを余儀なくされ、利潤が大幅に低下したほか、その他の指標も悪化した。以上から、不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと認められた。

(六) 結論

以上のとおり、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があり、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、不當廉売関税を課することが決定された。

五 その他参考となるべき事項

(一) 韓国を原産地とする溶融亜鉛めつき鉄線の不当廉売関税の税率

溶融亜鉛めつき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令（令和四年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）において定める不当廉売関税の税率については、四四イ(二)における溶融亜鉛めつき鉄線の供給者の不当廉売差額率から導かれたものであるところ、別表1の上欄に掲げる者を供給者とする税率については、それぞれ同表の下欄に定める税率となる。

(二) 中国を原産地とする溶融亜鉛めつき鉄線の不当廉売関税の税率

政令において定める不当廉売関税の税率については、四四ロ(ニ)における溶融亜鉛めつき鉄線の供給者の不当廉売差額率から導かれたものであるところ、別表2の上欄に掲げる者を供給者とする税率については、それぞれ同表の下欄に定める税率となる。

(三) 調査結果報告書の入手

調査の経緯並びに調査当局の認定及び結論の詳細を記載した調査結果報告書は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定第十二・二条の規定に基づき公表され、財務省及び経済産業省のホームページにおいて入手することができる。

供

給

者

税

韓國線材

Jinheung Iron & Steel Co., Ltd.

DAE A STEEL WIRE CO., LTD.

JINHEUNG STEEL Co., Ltd.

CHUNG WOO ROPE Co., Ltd.

HANIL STEEL WIRE Co., LTD.

DONGYEONG TRADING CO., LTD.

その他の者

別表 2

	供 給 者	税 率
ベカルト青島	二十六・五%	
天津華源時代	四十一・七%	
天津華源線材	四十一・七%	
瀋陽新隆泰貿易有限公司	四十一・七%	

天津利偉天金屬科技有限公司	瀋陽奎鼎貿易有限公司	其他者
四十一·七%	四十一·七%	四十一·七%